

昭和四十一年總理府令第四十六号

猶銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令

第一重 繁忙（第一歩）

- | | | | | |
|----|-------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 附則 | 第五章 | 第四章 | 第三章 | 第二章 |
| 雜則 | (第十三條・第十四條) | 消費
(第十一條・第十二條) | 輸入
(第九條・第十條) | 讓渡及び譲受け
(第二條等) |

第一章 總則

- 第一条** この府令は、火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号。以下「法」という。）第五十条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類（以下「獵銃用火薬類等」という。）の譲渡、譲受け、輸入及び消費の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

妻の許可の申請

- 第二条** 法第十七条第一項の規定により猟銃用火薬類等の譲渡の許可を受けようとする者は、別記様式第一号の猟銃用火薬類等譲渡許可申請書をその住所地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出しなければならない。

第三条 法第十七条第一款

- 第三条** 法第十七条第一項の規定により猟銃用火薬類等の譲受けの許可を受けようとする者は、別記様式第二号の猟銃用火薬類等譲受許可申請書をその住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

前項の申請書の提出に際しては、当該猟銃用火薬類等を使用する銃砲に係る許可証、技能検定通知書、教習資格認定証、練習資格認定証又は登録証を提示しなければならない。この場合において、譲受けの目的が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十号)の規定による銃猟であるときは、同法の第一種銃猟者登録証又は許可証(許可を受けた者が法人の場合にあつては、従事者証)を併せて提示しなければならない。

3 第一項に規定する者の実包又は無煙火薬の譲受けの目的が銃砲を使用しない理化学上の実験その他特別の用に供するためであるときは、前項に規定する書類の提示に代えて、その使用計画の詳細を明らかにした書類を第一項の申請書に添えなければならない。
(無許可譲受数量)

3 第一項に規定する者の受けの目的が銃砲を使用その他特別の用に供する項に規定する書類の提示画の詳細を明らかにしたて添えなければならない

第三章

- 許可で譲り受けたことができる猟銃用火薬類等の数量は、登録若しくは鳥獸を捕獲することの許可の有効期間（当該許可を受けた者が法人の場合にあつては、從事者証に記載されている有効期間）又は鳥獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により都道府県等が実施する指定管理鳥獸捕獲等事業の実施期間（当該事業を実施する都道府県等が法人の場合にあつては、指定管理鳥獸捕獲等事業従事者証に記載されている実施期間）につき、無煙火薬若しくは黒色鉛用火薬合計六百グラム以下、銃用雷管三百個（このうちライフル銃用雷管については五十個）以下又は実包三百個（このうちライフル銃用実包については五十個）以下とする。

（譲渡許可証及び譲受許可証）

第五条 法第十七条第四項の規定による猟銃用火薬類等の譲渡許可証及び譲受許可証は、それぞれ、別記様式第三号及び別記様式第四号のとおりとする。

（獵銃用火薬類等を譲り受ける者又は譲り渡す者は、その都度前項の譲渡許可証の譲受人記載欄又は譲受許可証の譲渡人記載欄に所定の事項を記載しなければならない。）

（譲渡許可証等の書換の申請）

第六条 法第十七条第七項の規定により譲渡許可証又は譲受許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第五号の獵銃用火薬類等譲渡（受）許可証書換申請書に当該許可証を添えて、その交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。

（譲渡許可証等の再交付の申請等）

第七条 法第十七条第八項の規定により譲渡許可証又は譲受許可証の再交付を受けようとする者は、別記様式第六号の獵銃用火薬類等譲渡（受）許可証再交付申請書をその交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。この場合において、申請の理由が当該許可証の汚損であるときは、当該申請書に当該許可証を添えなければならない。

(譲渡許可証等の継続記載欄の追加)
第八条 譲渡許可証の譲受人記載欄又は譲受許可証の譲渡人記載欄に余白がなくなったときは、その交付を受けた公安委員会に届け出て、当該許可証に継続する当該記載欄の追加を受けることができる。

第八条 譲渡許可証等の継続記
（譲渡許可証等の継続記）

1

- 第九条** 法第二十四条第一項の規定により猟銃用火薬類等の輸入の許可を受けようとする者は、別記様式第七号の猟銃用火薬類等輸入許可申請書二通に、無煙火薬又は黒色猟用火薬につてはその成分及び配合比を、実包、空包又は銃用雷管にあつてはその構造及び組成を記載した書類を添えて、陸揚地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

第三条 第二項及び第三項の規定は、前項の申請について準用する。

第一条 第一項の申請に基つき許可をした公安委員会は、当該申請書にその旨を記載してこれを輸入許可書として交付するものとする。

第四条 前項の規定による輸入許可書の交付を受けた者は、その記載事項に変更が生じたときは、別記様式第八号の猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変更届に当該許可書を添えて、遅滞なく、その交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。

第五章 輸入の届出

第十一条 法第二十四条第三項の規定による届出は、別記様式第九号の猟銃用火薬類等輸入届を陸揚地を管轄する公安委員会に提出して行なわなければならない。

第六章 消費

(消費の許可の申請)

第十二条 法第二十五条第一項の規定により猟銃用火薬類等の消費の許可を受けようとする者は、別記様式第十号の猟銃用火薬類等消費許可申請書二通を消費地を管轄する公安委員会(消費地を管轄する公安委員会がないときは、その住所地を管轄する公安委員会)に提出しなければならない。

第十三条 第二項及び第三項並びに第九条第三項及び第四項の規定は、消費の許可の申請及び記載事項の変更について準用する。この場合において、第九条第三項及び第四項中「輸入許可書」とあるのは「消費許可書」と、「別記様式第八号の猟銃用火薬類等輸入許可書記載事項変

更届」とあるのは、「別記様式第十一号の獵銃用火薬類等消費許可書記載事項変更届」と読み替えるものとする。
(無許可消費数量)

更届」とあるのは
火薬類等消費許可
えるものとする。
(無許可消費数量)
第十二条 法第二十
より無許可で消費
更の日まで

量

- 一 銃砲刀劍類所
二 律第六号) 第四
三 許可を受けた者
するため消費
管又は実包若し
又は空包合計百
號砲刀劍類所
供するために消
號若しくは第四
る許可を受けた
規定による技能
の五第一項の規
又は同法第九条
練習を行う者が
に消費する場合
計四百個以下
四 純砲刀劍類所
號の規定による
に供するため
包百個以下
五 銃砲刀劍類所
號の規定による
逐の用に供する
日に空包百個以
第一 譲渡又は譲受
一 輄する警察署長
二 輄する警察署の
三 消費の同一の公
署長以上の消費地

「別記様式第十一号の獵銃用書記事項変更届」と読み替
量は、次の各号のとおりとす

「別様式第十一号の獵銃用書記載事項変更届」と読み替

四 費地を管轄する警察署長がないときは住所地を管轄する警察署長)
前三号の許可に係る許可証の書換えの申請

2 した警察署長 前項の場合において提出する申請書、届出書 その他の書類の部数は、この府令に規定する範

区内で公安委員会が定めることができる。
(台帳の整理)

第十四条 公安委員会は、法第十七条第一項、法第二十四条第一項又は法第二十五条第一項の規定により許可をする場合においては、それぞれ台帳に登載し、異動のあるごとに整理しなければならない。

（施行期日）
附則抄する。
1 この府令は、昭和四十二年一月一日から施行

附則（昭和四四年九月一三日總理府令
第三三号）

第三号の府令は、昭和四十四年九月十五日から施る。

附 則（昭和四六年九月二一日總理府令
第廿九號）

の府令は、昭和四十六年十月一日から施行
第四九号

附 则

附則
（昭和五年九月六日總理府令第
四八号）

の府令は、昭和五十一年九月十五日から施

附則（昭和五三年七月一〇日總理府令）

第三四号) 抄
この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年八月二三日總理府令
第三六号）

第三六号

この府令は、昭和五十三年九月一日から施行
。ただし、第四条第一項及び第三項の改正

(法第五条の五第一項の規定による許可に係る部分、合規証明書又は教習修了証明書に係る部分に限る)、別表を附表第二とし、附則の次に一表を加える改正規定(法第五条の五第一項の規定による許可に係る部分に限る)、別記様式第七号の四の次に三様式を加える改正規定、別記様式第十号の二を第十号の四とし、同様式の前に一様式を加える改正規定(別記様式第十号の三に係る部分に限る)、別記様式第十二号の二の次に十七様式を加える改正規定(別記様式第十二号の八から第十二号の十五までに係る部分に限る)、並に附則第四項の規定(第十二条第三号中「第二号」の下に「第五条の五」を加える部分に限る)、別記様式第七号の四の一部を次のよう略する。

この府令の施行前に火薬類取締法(昭和二十年法律第百四十九号)第十七条第一項の規定により交付された許可証(火薬類取締法第五条の二第一項の規定の適用を受ける火薬類に係る二第一項の規定の適用を受ける火薬類に係る譲受けの許可証に限る)の様式については、前項の規定による改正後の猶銃用火薬類等總理令別記様式第四号の様式にかかわらず、なお前例による。

附 則 (昭和五四年四月一日總理府令第二五号) 抄
附 則 (昭和五五年一月一四日總理府令第五八号)

この府令は、昭和五十四年四月十六日から施行する。

この府令は、銃砲刀劍類所持等取締法の一部改正する法律(昭和五十五年法律第五十五号)の施行の日(昭和五十五年十一月二十一日)から施行する。

附 則 (昭和五八年三月一日總理府令第四号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年一月一九日總理府令第四三号)

この府令は、平成六年四月一日から施行する。

この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十二号）の施行の日（平成四年三月一日）から施行する。

附 則（平成六年三月四日総理府令第九号）抄

この府令は、平成六年四月一日から施行する。

この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、遺失物法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する総理府令、指定期射撃場の指定に関する総理府令、獵銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令、自動車安全運転センター法施行規則、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令及び警備業法施行規則に規定する様式による書面については、当分の間、それぞれ改正後のこれらの方令に規定する様式による書面とみなす。

附 則（平成一〇年三月三〇日総理府令第五号）抄

（施行期日）

1 この府令は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

3 この府令の施行前に交付された火薬類取締法第十七条第四項の規定による獵銃用火薬類等の譲受許可証の様式については、改正後の獵銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令別記様式第四号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一一年一月一一日総理府令第二号）

（施行期日）

1 この府令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する総理府令、指定射撃場の指定に関する総理府令、獵銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令、警備業法施行規則及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令に規定する様式による書面については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則、道路交通法施行規則、火薬類の運搬に関する総理府令、指定射撃場の指定に関する総理府令、獵銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する総理府令、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令、警備業法施行規則及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令に規定する様式による書面

入及び消費に関する総理府令、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令、警備業法施行規則及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。この場合には、氏名を記載し及び押印することにて代えて、署名することができる。

附 則（平成一二年三月三〇日総理府令第二九号）抄

（施行期日）

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式による書面については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式にかかるべく、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成二年一月一八日内閣府令第六八号）抄

（施行期日）

1 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月四日）以下「施行日」という。から施行する。

2 （経過措置）

（施行期日）

1 この府令は、鳥獸の保護及び狩獵の適正化に関する法律の施行の日（平成十五年四月十六日）から施行する。

2 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式による書面については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式にかかるべく、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成二年一月一八日内閣府令第六八号）抄

（施行期日）

1 この府令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十二月四日）以下「施行日」という。から施行する。

2 （経過措置）

3 この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則及び猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式による書面については、新府令及び改正後（平成二十一年十二月四日）の猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令に規定する様式にかかるべく、当分の間、なおこれを使用することができる。

許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定期間	予定数量	予定場所	備考

備考 1 定時定期には、許可申請に係る大薬類の消費又は購入の定期時記を記載すること。

2 予定数量には、消費又は購入予定の大薬類の種類及び数量並びにその事由を記載すること。

3 地方販売所には、消費又は購入する指定販賣場、販店等の名称その他の記載又は購入することとなる場所を記載すること。

4 備考欄には、無許可消費、無許可販賣その他の記載又は購入することとなる理由を記載すること。

5 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

第 号 年 月 日			
製紙用火薬等譲渡許可証 公安委員会			
譲渡の許可を受けた者 氏名 生年月日	住 所 姓 名		
		年	月
火薬 業名 販賣 部数	新葉 化 社	販賣箇所 地名	總理大藏 大臣署
譲渡 譲渡の 相手 氏名	住 所 姓 名		黑色燃燒火 薬製造業者
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		
注意事項 譲渡したときは、その都度、黒葉の譲渡受取人登録欄に所定の記載 を受けること。			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第4号（第5条関係）

附錄第4卷（第5各關係）

別記様式第5号（第6条関係）

(表)

申請書類一覧を受けたときは、その要文、該渡入前載欄に所定の事項の 該用を受けること。

別記様式第5号（第6条関係）
 民用火薬類等^{□譲渡}^{□譲受}許可証書換申請書
 年 月 日
 公安委員会様

申 請 人 ふりがな 姓 氏 名	電話番号
許 可 番 号	年 月 日
交付年月日	年 月 日
実 施 地 区 分 届 所 現 住 倉	旧 新
變 更 年 月 日	年 月 日

備考 1. 該当する用語欄の□内に印を記入すること。
 2. この申請書には、許可證を添えること。
 3. この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第6号（第7条関係）

別記様式第6号（第7条関係）
 民用火薬類等^{□譲渡}^{□譲受}許可証再交付申請書
 年 月 日
 公安委員会様

申 請 人 ふりがな 姓 氏 名	年 月 日
電話番号	年 月 日
許 可 番 号	□譲渡許可証 □譲受許可証
交付年月日	年 月 日
申請の用件	□

備考 1. 該当する申請書名の□内に印を記入すること。
 2. 許可の種別欄には、該当する種別の□内に印を記入すること。
 3. 申請の種別が許可の内容であるときは、その印を記入すること。
 4. この用紙の大きさは、日本標準規格A4とすること。

別記様式第7号（第9条関係）

別記様式第7号（第9条関係）
 民用火薬類等輸入許可申請書
 年 月 日
 公安委員会様

申 請 人 ふりがな 姓 氏 名	年 月 日
電話番号	年 月 日
不 備 通 信 郵 便 通 信 傳 送 通 信 機 器 其 他	実 一 旦 空 一 旦 未 予 定 モ モ リ 財 利 用
輸 入 日 期	年 月 日
輸 出 年 月 日	年 月 日
輸 送 年 月 日	年 月 日
販 售 年 月 日	年 月 日
販 售 地 方 國 境 外	販 售 地 方 國 境 外
消費又は譲渡の 予定期日（期間）	年 月 日 〔 年 月 日から 年 月 日まで〕

備考 1 実包綱及び空包綱には、ワイヤー封筒以外の用紙のものにあつてはその番号、ワイヤー封筒は番号のものにあつてはその名称を記入すること。

2 この申告書の提出に際しては、税事所管区又は其の管轄区域に在すること、また輸出機関が他の税關の管轄と並び税事の通常の通さる所で開港場に開港場の管轄の区域に在するときは、同法の第一種統一規範若くは其証明書又は許可書（許可を受けた者が其の係の場所にあつては、従事者若くは併せて従事すること）。

3 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

参考例

- 既に販売したものに内容変更がない場合には、□内に印を記入し、
販売店の印を捺印して出荷日を記入すること。
- 予定期間延長には、許可申請による発売業の消費又は購入の予定期間を
記載すること。
- 予定期間延長には、消費又は購入する者の玄葉種の種類及び数量並びに
その事由を記載すること。
- 予定期間延長には、消費又は購入する指定射撃場、続砲店の名称のみ
他の消費又は購入することとなる場合は消費を記載すること。
- 他の消費又は購入することとなる場合は、無効可否を記載すること。
- この用紙の大きさは、日本座標規格A4 すること。

別記様式第8号（第9条関係）

公 安 部 员 工		職 級 - 番 号
姓 名		
職 位		
年 月 日	年 月 日	
區 分	甲	新
出 所		
改 名		
編 入 先		
轉 進 年 月 日	年 月 日	年 月 日
轉 退 定 期 日	年 月 日	年 月 日
原 屬 依 賦 名 告 白		
又如上類之定期 日(定期)年 月 日	年 月 日	(年 月 日空)
年 月 日	年 月 日	年 月 日

備考 1 この届書には、輸入許可書を添えること。
2 この用紙の大きさは、日本郵便規格A4とすること。

別記様式第9号（第10条関係）

被処理人氏名(姓と名を記入用紙に記入して貼り付けて下さい)		年 月 日		
姓	名			
生年 月 日		年 月 日		
電話番号				
機種	周波数	回線	送受信	送受信
公				
私			端子	アラーム
備考				
審査				
対応年月日		年 月 日		
最終処置				
備考				
備考				
本文は体質				

- 1 実包欄及び空包欄には、ワイルド紙以外の氣絶用のものにあつてはその番号、ワイルド紙用又は拳銃用のものにあつてはその名称を記載すること。
- 2 この用紙の大きさは、日本産業規格A-4とすること。

別記様式第10号（第11条関係）
瓦斯用火薬類等消費許可申請書 年 月 日

公安委員会宛				
申 主 人 氏 名	ふりがな			
生 年 月 日	年 月 日			
電 話 番 号				
火 薬 類 名 称	実 用 日 付	留 在 日 付	送 出 日 付	受 取 日 付
規 則 基 準	規 則 基 準	規 則 基 準	規 則 基 準	規 則 基 準
輸 送 方 法 運 送 形 式	備 考	備 合 分 別 空 白 部 分		
許 可 等 の 事 項	□ 許可申請書類記載欄 □ 瓦斯用火薬類等消費許可申請書類記載欄			
消 費 日 期				
消 費 計 画	□ 時間別に記載して、同時に提出すること。			
消費期日（期間）	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
他に無許可消費 数量を超えて消 費する場合は 該当する旨記 載する方法				

- 参考 1. 実引薬及び空気薬には、ライフル弾以外の薬莢用のものにあつてはその番号、ライフル弾用又は拳銃用のものにあつてはその名前を記載すること。
 2. 許可書等の番号の欄についてには、該当する許可書等の印面に「印」を記入し、瓦斯用火薬類の番号を記載すること。
 3. 本申請書類は、瓦斯用火薬類の販賣店、輸送業者、陳設販賣業者又は他の販賣者を有すること。また、消費目的が軽微の営業又は管理並びに販賣の運営に関する法律の規定による範囲であるときは、開設者又は販賣者の名前を記載すること。
 4. この用紙の大さきは日本産業規格A4とすること。
 5. この用紙の大さきは日本産業規格A4とすること。

別紙			
□ 年 月 日 公安委員会に提出したものと同じ。			
許可申請に係る種類の火薬類の消費（購入）計画			
予定期間	予定期間	予定期間	備考

- 参考 1. 施に提出したものの内面に変更がない場合には、□内に「印」を記入し、その番号の栏に「印」を記入すること。
 2. 予定期間欄には、許可申請に係る火薬類の消費又は購入の予定期間を記載すること。
 3. 予定期間欄には、消費申込は購入する手元の火薬類の種類及び数量並びにその番号を記載すること。
 4. 予定期間欄には、消費申込は購入する手元の火薬類の種類及び数量並びにその番号を記載すること。
 5. 予定期間欄には、販賣業者、輸送業者、陳設販賣業者等の名称の欄に販賣業者又は輸送業者等の名前を記載すること。
 6. 備考欄には、無許可製造、無許可販賣、無許可消費等の地消費は購入することなどを明記すること。
 7. この用紙の大さきは日本産業規格A4とすること。

公安委員会宛	
申 主 人 氏 名	ふりがな
番 号	
送 出 日 付	年 月 日
支 付 地 点	年 月 日
支 付 人 氏 名	年 月 日
支 付 人 氏 名	年 月 日
支 付 人 氏 名	年 月 日

- 参考 1. この届出書には、消費許可書を添えること。
 2. この用紙の大さきは、日本産業規格A4とすること。